

# 平成30年度事業計画

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

本年度は、社会保険労務士制度創設50周年・奈良県社会保険労務士会設立40周年に当たる節目の年となります。私たち社労士は、「人を大切にする・人を生かす労務」を念頭に、「働きやすい職場作り」のお手伝い、安心できる年金制度への対応を含め、企業や労働者・生活者をサポートすることを使命としておりますが、今日に至るまで制度の発展と社労士の地位向上に取り組んで来られた諸先輩のご努力とともに、ご支援・ご理解を頂いた各方面の皆様へ感謝し、更なる発展と社労士の地位向上に心を新たにしなければなりません。

ところで現在政府では、少子高齢化という我が国の構造的な課題を克服するため、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現を目指しています。その手段として、多様な働き方を可能とする「働き方改革」を推進しようとしていますが、その中心をなす、①同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善、②長時間労働の是正及び生産性向上による賃金引上げ、③雇用管理改善による人手不足対応等は、中小企業・小規模事業者に大きな影響を及ぼすものです。しかしながら、そのいずれもが我々社労士の業務そのものであるため、ここに来て各方面からの期待や注目を頂いているところです。

こうした環境変化に応え、一層の活動の場を広げていくためには、社労士としての品位の保持と資質の向上とともに、職業倫理の確立と一層の自己研鑽に努めて行かなければなりません。

本年度も会員各位の資質向上に寄与すべく、研修会、事業、広報など各種機会の充実に取り組むと共に、連合会と連携し会員皆様方のご支援・ご協力を頂きながら以下の事業を実施することといたします。

## I. 業務の拡充・改善に関する事業

労働及び社会保険に関する法令を担う唯一の国家資格者として、業務の拡充・改善と制度の更なる発展に向け、以下の事業を行う。

①「社労士会労働紛争解決センター 奈良」の運営と「労働・年金総合相談室」との連携強化  
解決センターの認知につれ申立件数も徐々に増加しつつあるが、労働・年金総合相談室との連携を更に強化し、利用促進を図るとともに「法テラス」との連携を図る。

### ②事業開発に関すること

中小企業における、仕事と「育児・介護・疾病治療」の両立支援への取り組み。また、連合会と連携しながら医療・介護・建設・保育業界からのニーズに対応できるコンサルタント養成等に取り組む。

### ③電子申請の利用促進に関すること

電子政府推進に対応し、労働社会保険分野で手続きの電子化が進められているなか、電子申請に関する利用環境の改善に関する労働局との定期協議の実施及び、利用率向上に向けた研修、ヘルプデスクによる照会対応を行う。

#### ④サイバー法人台帳（ROBINS）の確認者登録の推進

経営労務診断サービスの活用を推進するため、会員の確認者登録を推奨する。

#### ⑤「社労士会セミナー」の開催

人事労務に関し、中小事業主の関心が高いテーマを中心にセミナーを開催する。

#### ⑥社会保険労務士業務侵害行為の防止対策に関する事業

連合会と連携し、隣接士業のHPチェック等を通じ業務侵害への警告体制を強化する。

#### ⑦情報セキュリティ対策に関すること

マイナンバーの運用に関するセキュリティ対策等が注目されることから、社労士事務所の対策等について情報提供を行うとともに、特定個人情報取扱いを含む「新社労士個人情報保護事務所認証制度（新SRP）」促進についての周知を進める。

#### ⑧社労士制度への理解・協力を得るため、労使団体及び士業関係団体との交流強化

労働組合連合との情報交換、専門士業連絡協議会との交流の他、日本政策金融公庫や地元金融機関等との連携を図ることにより、社労士制度への理解を得るとともに中小企業支援に対応する。

#### ⑨社会保険労務士賠償責任保険の加入促進

個人情報保護に関する特約の周知、および、関与先企業も利用できる新たな使用者賠償責任保険（労災上乘せ保障）の周知・加入促進に取り組む。

## Ⅱ. 委託・契約に基づく事業

厚生労働省はじめ、行政機関等からの委託・契約に基づき、以下の事業を行う。

#### ①厚生労働省及び奈良県の委託事業

労働局・奈良県等の相談支援・委託事業を通じ、「働き方改革支援事業」への協力を行う。

#### ②年金事務所における年金相談業務

委託相談員の派遣を行う。

#### ③健康保険協会との連携

中小企業における健康経営推進のための連携を行う。

#### ④医療勤務環境改善支援・がん患者の就労支援

奈良県医療勤務環境改善支援センターへのアドバイザーの派遣を行う他、協力事業として、がん診療連携拠点病院の相談支援センターへのアドバイザー派遣を行う。

## Ⅲ. 会員の資質向上に関する事業

「社会保険労務士倫理綱領」に則り、会員の品位保持と資質向上のため研修等に取り組み、以下の事業を行う。

#### ①労働及び社会保険に関する法令研修の実施

必須研修として実施する。

#### ②人事・労務管理の研修の実施

必須研修として実施する。

#### ③社労士賠償責任保険に関する研修の実施

社会保険労務士賠償責任保険に関する研修を実施する。

④医療・介護・保育事業等の業界別研修の実施

連合会・近畿地協と連携し、医療労務コンサルタント・介護・保育事業等の労務管理研修を実施する。

⑤あっせん手続の実践・法的知識習得研修の実施

解決センターのあっせん委員候補者への研修を行う。

⑥連合会 E ラーニングの活用促進

⑦年金の専門家としての研修の実施

年金制度改正に即応した研修を行う。

⑧連合会・近畿地域協議会の研修会への参加促進

⑨近畿地協実施の関西大学大学院推薦入学制度への希望者推薦

⑩新規入会者研修の実施

⑪倫理研修の実施

会員の品位保持に向けリニューアルされた倫理研修を実施する。

⑫自主研究会への支援

#### IV. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解いただくとともに、業界発展のため、以下の事業を行う。

①「大和社労士」の発行

②「社労士制度推進月間」「社労士の日」を通じたアピール

年金・雇用・労務の無料相談会を実施する。

③経常的なポスター掲示先の確保

④「社労士会労働紛争解決センター 奈良」の広報

⑤「社労士成年後見センター奈良」の広報

⑥ホームページの活用

⑦マスコミ、関係機関等に対する広報

#### V. 基盤拡大と運営強化に関する事業

単会の基盤拡大と運営強化を図り、制度発展のため、以下の事業を行う。

①社会保険労務士の登録及び届出に関する事務

登録・届出に関する事務の他、事務所名称ガイドラインの周知を行う。

②会員の会事業への参加促進と委員会活動の活性化

③連合会及び他府県社会保険労務士会との連携促進

近畿地域協議会定例会の開催と連合会会長・当会若手会員との意見交換会の実施

④社会保険労務士試験及び紛争解決代理試験への協力

⑤事務局体制の整備

近畿地協事務局長会議の開催などを通じ、事務局間の情報交換を強化する。

## **Ⅵ. 社会貢献に関する事業**

社労士としての社会貢献を果たすため、行政機関等に対し必要な協力と共に、国民の期待にこたえるため、以下の事業を行う。

- ①労働社会保険行政等の事業への協力
- ②業務運営に関する行政機関等との連絡協議会の開催  
労働局・日本年金機構・健康保険協会との連絡協議を行う。
- ③「街角の年金相談センター 奈良」の運営・充実  
利用促進のための広報、現相談員の研修充実と共に、後継相談員の育成を進める。
- ④「出前授業」等を通じた学校教育への社労士活用に関する事業  
講師の拡充と、受入れ校の拡大を図る。
- ⑤大学の寄付講座への協力  
近畿地協と連携し、大学の寄附講座へ講師を派遣する。
- ⑥「社労士成年後見センター奈良」への支援  
センターの広報、後見人更新研修の支援を行う。
- ⑦地方自治体に対する「労働条件審査」の周知と導入の働きかけ

## **Ⅶ. 制度創設50周年に関する事業**

社労士制度創設50周年・県社労士会設立40周年を迎えるにあたり、記念誌の発行・記念式典等の記念事業の検討・準備を進める。

- ①記念式典等の挙行
- ②記念誌の発刊
- ③連合会記念事業及び近畿地協記念事業への協力

## **Ⅷ. その他諸事業**

上記の各事業に加え、以下の事業を行う。

- ①社労士会館維持・運営に関する事業
- ②社会保険労務士への苦情に対する適切な対応  
苦情処理取扱の厳格化、不適切な広告・情報発信への指導
- ③SR 経営労務センターとの連携
- ④会員の厚生・親睦に関する事業